

現行の料金体系と料金見直し の方向性について

第2回 加賀市上下水道事業経営検討委員会

加賀市上下水道部

目次

- 1 | 現行の料金体系
- 2 | 料金体系の検討
- 3 | 料金見直しの方向性

1. 現行の料金体系

水道料金体系

加賀市の水道料金体系	二部料金制 …基本料金と従量料金からなる。
基本水量の設定	有り
従量料金	逦増制 …使用水量が多くなるほど単価が高くなる
直近の料金改定	平成22年8月…県営用水供給事業の受水単価引き下げに伴う料金値下げ (消費税率引上げによる改定を除く)

一般用 (税込み、円/1月)

口径	水量	基本料金	水量料金													
			水量区分1		水量区分2	水量区分3										
13	8㎡以下	1,144	8㎡を超え10㎡以下	157.3	50㎡を超え 1,000㎡以下	200.2	1,000㎡を超える分	204.6								
			10㎡を超え50㎡以下	179.3												
20	10㎡以下	2,530	10㎡を超え50㎡以下	179.3					50㎡を超え 1,000㎡以下	200.2	1,000㎡を超える分	204.6				
25		3,740														
30	30㎡以下	8,360	30㎡を超え50㎡以下	179.3									50㎡を超え 1,000㎡以下	200.2	1,000㎡を超える分	204.6
40		10,670														
50		17,600														
75		39,050														
100		63,250														
125		96,250														
150	132,000															

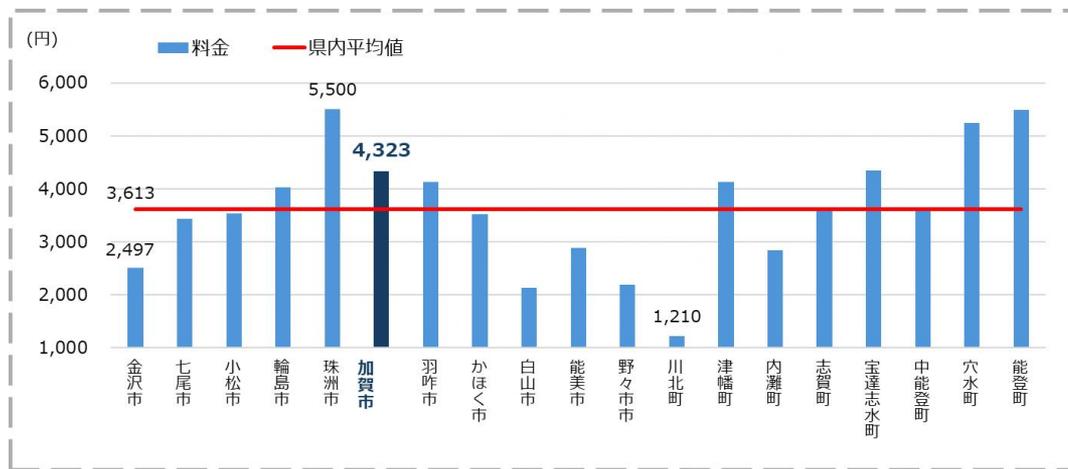
臨時用 (税込み、円/1月)

用途	口径	基本料金	水量料金
農事用	13	110	440.0
	20	2,200	
農事用 以外	25	2,750	
	30	3,300	
	40	4,400	
	50	16,500	
	75	22,000	

- 公衆浴場用**
1立方メートルにつき116.6円(税込)
- 消火栓 (消火訓練に使用したとき)**
口径50ミリメートル以下
1個の放水時間5分までごとに 1,980円 (税込)
口径65ミリメートル
1個の放水時間5分までごとに 3,080円 (税込)

水道料金の県内比較

- 水道料金については、石川県内の平均に比べ高い金額となっています。
- 平成22年度の改定以降、約15年間水道料金の改定を行っておりません。近隣市町は近年、更新費用などの資金確保のため順次料金改定を行っております。



金沢市	七尾市	小松市	輪島市	珠洲市	加賀市	羽咋市	かほく市	白山市	能美市
2,497	3,435	3,530	4,030	5,500	4,323	4,125	3,520	2,123	2,882
野々市市	川北町	津幡町	内灘町	志賀町	宝達志水町	中能登町	穴水町	能登町	
2,189	1,210	4,125	2,838	3,619	4,336	3,630	5,236	5,490	

※水道の料金については、メーター使用料を含み、口径20mm、使用水量20m³/月と仮定(令和7年9月末日時点)。

2. 料金体系の検討

料金体系の概要

- 現行の水道料金について、加賀市では以下のような体系を採用しています。

料金体系の大別：

口径別

(13mm・20mmなど)

用途別

(一般用・官公署用など)

料金区分：

二部料金制

(基本料金+従量料金)

一部料金制

基本水量の設定：

あり

なし

従量料金区分：

逦増・逦減

単一型

① 料金体系の大別

▽ 加賀市採用

口径別
料金体系



原価主義

個別原価主義の要請

大きな口径のメーターをつけている利用者は、一度に多くの水を使うことができることから、口径が大きいほど水道施設の費用を多く負担すべきであると考え、一般的に基本料金や従量料金を高く設定している。

用途別
料金体系



負担力・価値基準

生活用水の安定供給

水道の用途を生活用や業務・営業用などに分け、それぞれの水道使用者によって基本料金や従量料金を変えるもので、一般的には生活用に配慮した体系。ただし、現在では用途と負担能力の関係も曖昧となってきた。

参考

個別原価主義の要請から、用途別料金体系であった事業も口径別料金体系へ移行する事例が全国的には多い。
(現在約6割の水道事業が口径別料金体系を採用)

② 料金区分

▽ 加賀市採用

二部料金制

=

基本料金

+

従量料金

使用水量の有無にかかわらず、用途に応じて、上下水道使用者に負担してもらう料金。

使用水量に応じて、使用者に負担してもらう料金。

一部料金制

→

定額料金制

従量料金制

一般的に上下水道事業は使用水量の有無に関係なく安定的な事業運営を維持するための固定的な経費として負担してもらう「**基本料金**」と使用した水量に応じて必要な経費を負担してもらう「**従量料金**」から構成される「**二部料金制**」を採用している。

③ 基本水量

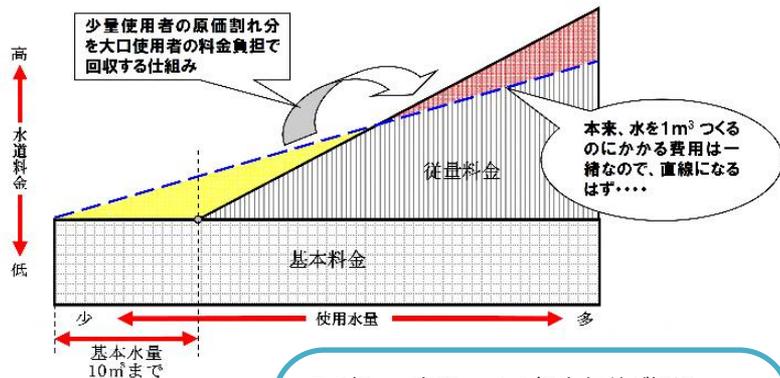
▽ 加賀市採用

基本水量あり



基本水量制とは、公衆衛生向上の観点から生活上必要な一定程度の水の使用を促すことを目的として基本料金に付与するもの。

基本水量以下の使用者は、節水しても料金が変わらないこととなります。基本水量を廃止とする場合は、使用した水量に応じて料金負担に差が生じることとなり、負担の公平性が図られません。しかし、基本水量を下げると家庭用少量使用者の負担増につながるおそれもあります。



参考

(R7.2 公益社団法人 日本水道協会より) 水道料金算定要領

■ 基本水量を付与する料金は、料金の激変を招かないよう漸進的に解消するものとする

取り扱いを変更してから相当年数が経過していることや、節水意識が反映されないこと、公衆衛生の向上を急務とする時代ではない等、設定の必要性はさらに乏しくなっており、また採用する事業者も減少傾向にあることを踏まえ、引き続き経過措置として取り扱うものの、「**経過的に**存置することはやむを得ない」という記述が削除されました。(R7.2 公益財団法人 日本水道協会「水道料金算定要領」改定に関する報告書より)

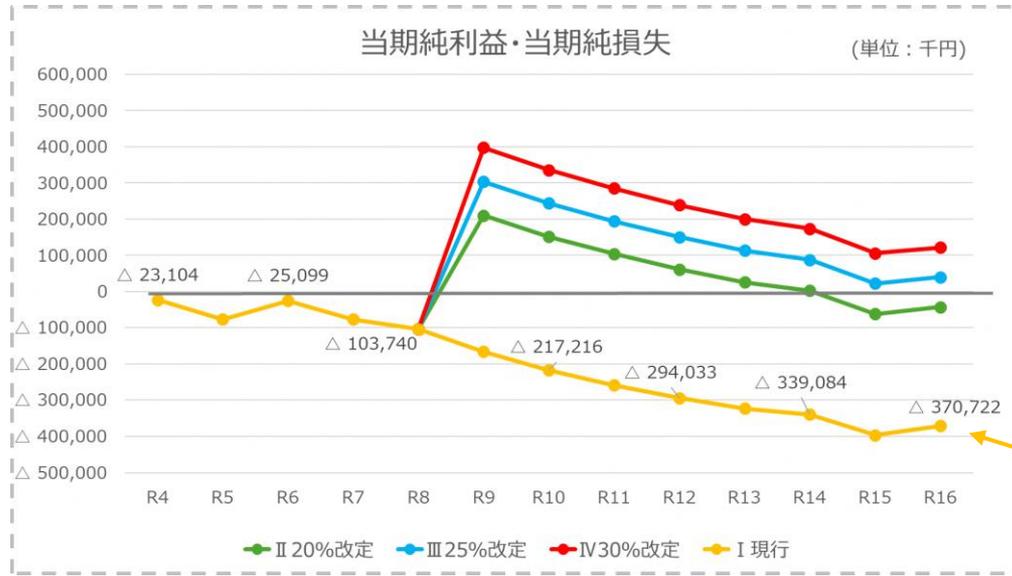
3. 料金見直しの方向性

水道事業のシミュレーション

- 今回の経営戦略策定では、次のような料金改定率パターンでのシミュレーションを行いました。

	料金回収率	作成方針
パターンⅠ	—	・現行の料金体系で作成
パターンⅡ	20%	・R16年度に、現行の料金回収率96.0%以上を維持する ・当年度純損失を少額とし、現行の利益剰余金額を維持する
パターンⅢ	25%	・R16年度に、料金回収率100.0%以上を維持する ・毎年度純利益を確保する
パターンⅣ	30%	・R16年度に、料金回収率104.0%以上を維持する ・毎年度純利益を確保し、利益剰余金の増額にて将来の更新投資などに備える

当期純利益（又は純損失）



料金改定率(原価計算より)

25%改定
30%改定

以上のパターンにおいては
R9~R16に利益が発生
する見込みです。

毎年度当期純損失が発生
→パターン I (現行)では
R15以降繰越欠損金が生じる見込み

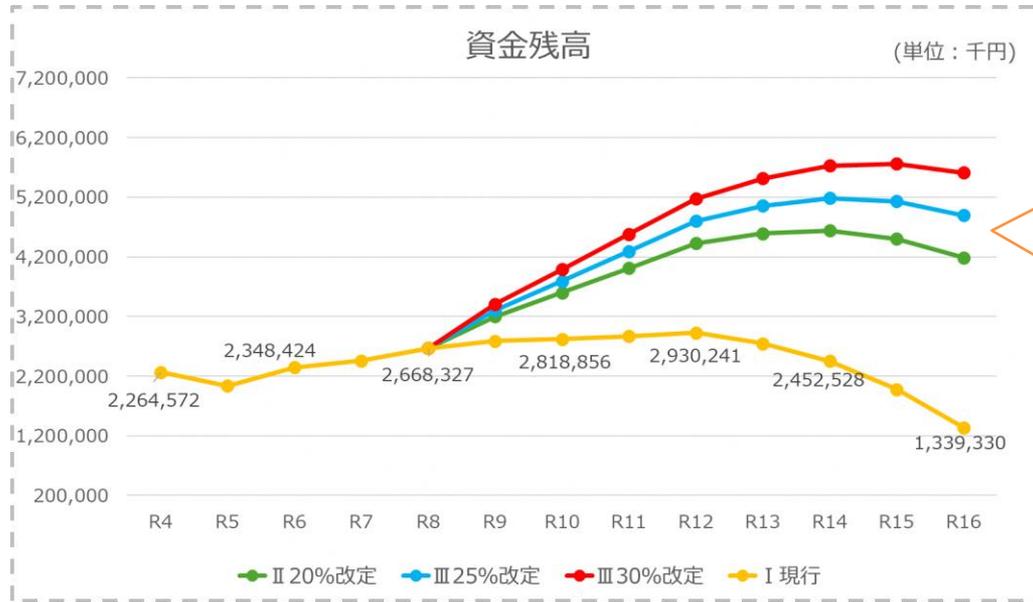
(単位：千円)

当期純利益	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
I 現行	△ 23,104	△ 76,928	△ 25,099	△ 76,665	△ 103,740	△ 165,565	△ 217,216	△ 258,100	△ 294,033	△ 322,597	△ 339,084	△ 396,407	△ 370,722
II 20%改定						209,802	151,499	103,976	61,360	26,021	2,734	△ 61,402	△ 42,529
III 25%改定						303,644	243,678	194,495	150,208	113,176	88,189	22,350	39,519
IV 30%改定						397,486	335,857	285,014	239,056	200,331	173,643	106,101	121,567

繰越欠損金	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
I 現行	2,028,850	1,951,921	1,926,823	1,850,158	1,746,316	1,580,751	1,363,535	1,105,435	811,402	488,806	149,722	△ 246,685	△ 617,406
II 20%改定						1,956,118	2,107,618	2,211,594	2,272,954	2,298,975	2,301,709	2,240,308	2,197,778
III 25%改定						2,049,960	2,293,638	2,488,134	2,638,342	2,751,518	2,839,706	2,862,056	2,901,575
IV 30%改定						2,143,802	2,479,659	2,764,673	3,003,729	3,204,060	3,377,703	3,483,804	3,605,371

資金残高

R6: 約23.5億円の
資金残高



料金改定率(原価計算より)

20%改定
25%改定
30%改定

以上のパターンにおいては
R16において資金残高が
料金収入を上回る見込みです。



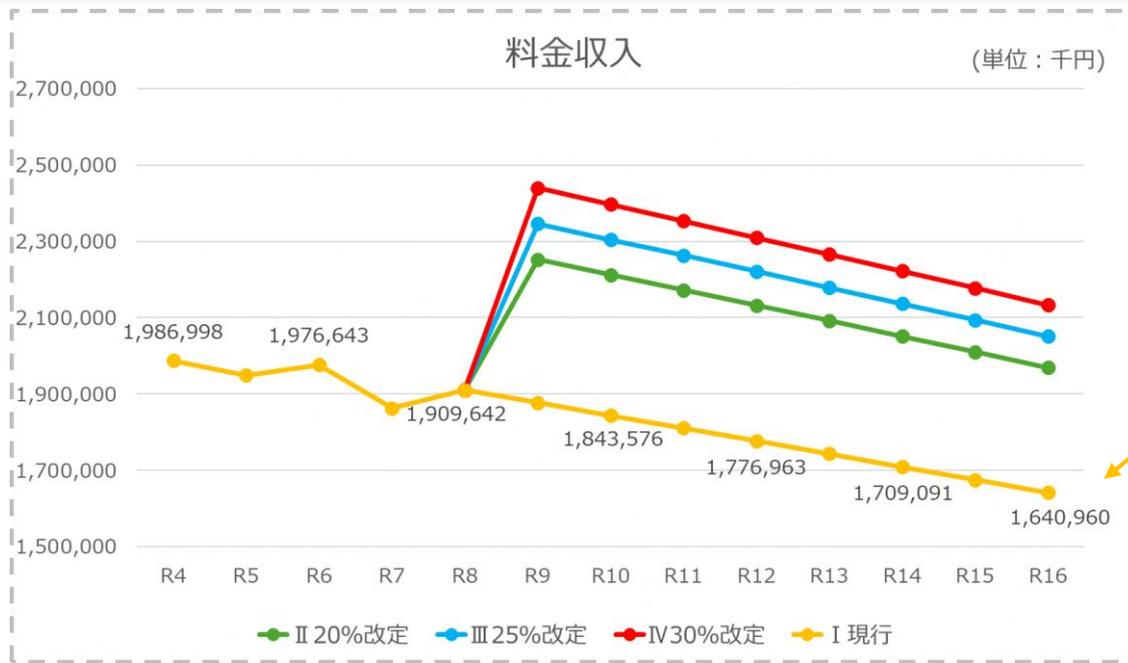
- 自然災害が発生した場合など、住民インフラへの安全対策等を講じるために料金収入の2年分の資金の確保が必要
- 企業債の発行について、将来世代への負担等を考慮する

(単位: 千円)

資金残高	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
I 現行	2,264,572	2,034,784	2,348,424	2,461,051	2,668,327	2,788,367	2,818,856	2,867,383	2,930,241	2,748,609	2,452,528	1,979,660	1,339,330
II 20%改定						3,201,270	3,599,810	4,009,749	4,427,332	4,593,640	4,638,697	4,500,154	4,187,334
III 25%改定						3,304,496	3,795,049	4,295,341	4,801,604	5,054,898	5,185,239	5,130,277	4,899,335
III 30%改定						3,407,722	3,990,287	4,580,932	5,175,877	5,516,155	5,731,781	5,760,400	5,611,335

料金収入

今後は人口減少・節水意識の高まりから有収水量が徐々に減少することに伴い、料金収入も減少を見込んでいます。

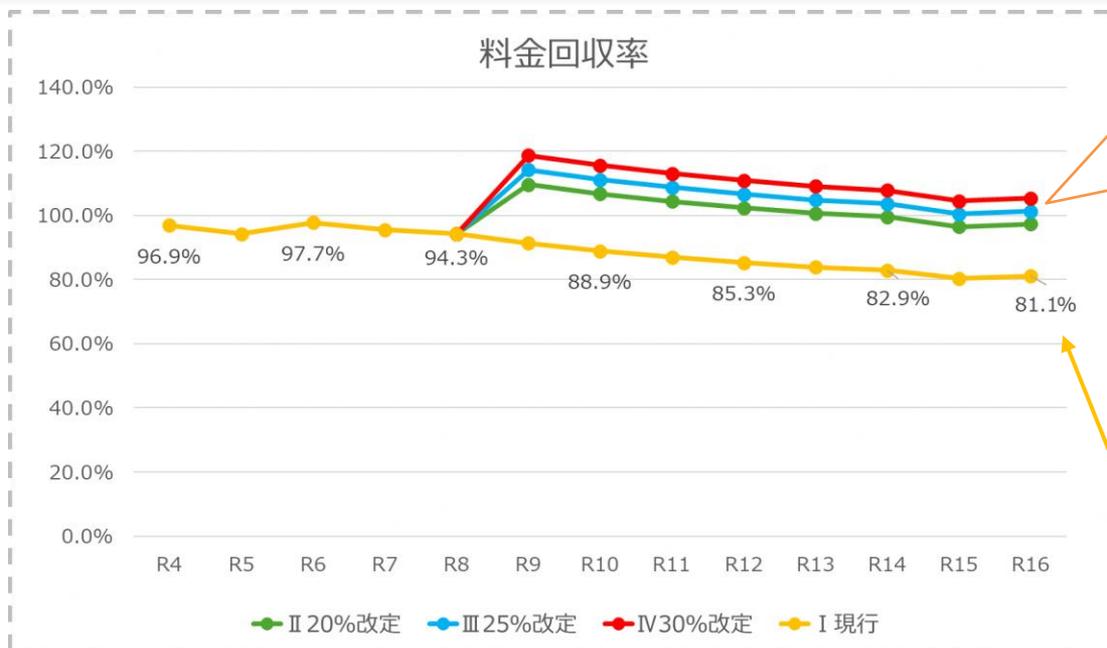


現行パターンにおいて、R6 19.8億円に対してR16 16.4億円となり、3.4億円が減少

(単位：千円)

料金収入	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
I 現行	1,986,998	1,948,939	1,976,643	1,862,856	1,909,642	1,876,835	1,843,576	1,810,382	1,776,963	1,743,091	1,709,091	1,675,026	1,640,960
II 20%改定						2,252,202	2,212,292	2,172,459	2,132,355	2,091,709	2,050,909	2,010,031	1,969,153
III 25%改定						2,346,044	2,304,471	2,262,978	2,221,203	2,178,864	2,136,363	2,093,782	2,051,201
IV 30%改定						2,439,886	2,396,649	2,353,497	2,310,051	2,266,018	2,221,818	2,177,533	2,133,249

料金回収率



料金改定率(原価計算より)

25%改定
30%改定

以上のパターンにおいては
R9~R16に料金改定率
100.0%上回る見込みです。

パターン I (現行)
R16で81.1%と減少傾向にある

(単位：%)

料金回収率	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
I 現行	96.9%	94.2%	97.7%	95.5%	94.3%	91.3%	88.9%	87.0%	85.3%	83.9%	82.9%	80.4%	81.1%
II 20%改定						109.6%	106.7%	104.4%	102.3%	100.7%	99.5%	96.5%	97.3%
III 25%改定						114.2%	111.2%	108.7%	106.6%	104.8%	103.7%	100.5%	101.3%
IV 30%改定						118.7%	115.6%	113.1%	110.9%	109.0%	107.8%	104.5%	105.4%